

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年3月29日 午後3時
場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 6号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 7号 農業委員会事務局職員の配置替えについて

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の通知について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 使用貸借の解約通知について
- 報第 6号 農地潰廃通報について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 齊 藤 信 一 委員 | 2番 小 林 六 一 委員 |
| 3番 村 井 善一郎 委員 | 4番 大 桃 惣一郎 委員 |
| 5番 佐 藤 満 委員 | 6番 金 子 良 助 委員 |
| 7番 鶴 巻 純 一 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 10番 坂 井 和 弘 委員 | 11番 藤 田 吉 則 委員 |
| 12番 大 橋 正 臣 委員 | 13番 山ノ内 正 委員 |
| 14番 川 勝 勳 委員 | 15番 金 子 純 一 委員 |
| 16番 大 竹 一 雄 委員 | 17番 野 水 敏 秋 委員 |
| 18番 高 山 博 委員 | 19番 安 達 宰 委員 |

20番 森 山 昭 委員	21番 西 光 明 委員
22番 野 崎 文 夫 委員	23番 大 竹 正 信 委員
24番 小 師 勉 委員	25番 五十嵐 俊 雄 委員
26番 鶴 巻 俊 樹 委員	27番 武 石 栄 二 委員
28番 安 達 英 作 委員	29番 村 山 佐喜雄 委員
30番 佐々木 包 茂 委員	31番 長谷川 清 一 委員
32番 清 水 栄 委員	33番 熊 倉 睦 委員
34番 神子島 巖 委員	35番 佐 藤 裕 雄 委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	金 子 正 敏
事 務 局 次 長	石 崎 亮
経営基盤係副参事	麦 倉 政 勝
農 地 係 副 参 事	竹 石 正 弘
主 任	樋 口 美 子

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時00分 三條新聞社傍聴)

議長（大桃会長）

定例総会を開会いたします。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席34名、欠席ゼロで、会議は成立いたします。

議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。5番、佐藤委員、31番、長谷川委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、9ページにありますように、新規設定35件、15万9,195.91㎡、再設定9件、2万3,246㎡、利用権移転10件、5万1,322.62㎡、所有権移転6件、2万135㎡であります。合計では60件、25万3,899.53㎡であります。

戻りまして1ページをごらん願います。議案中の645番は、北潟の農地3筆、6, 297㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。

646番は、袋の農地1筆、1, 257㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約170万円であります。

647番は、大沢の農地3筆、5, 357㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約11万円であります。

648番は、笹巻の農地2筆、3, 578㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり13万円であります。

649番は、大沢の農地1筆、2, 402㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり9万円であります。

650番は、大沢の農地1筆、1, 244㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり7万5,000円であります。

651番は、中新の農地7筆、5, 628㎡を新規により約1年間利用権設定するものであります。

652番は、荒沢の農地4筆、3, 066㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

653番は、南四日町4丁目の農地2筆、1, 053㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

654番は、鶴田3丁目の農地1筆、240㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

655番は、福島新田の農地2筆、2, 823㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

656番は、上大浦の農地1筆、1, 015㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

657番は、田屋の農地4筆、3, 932㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

658番は、長嶺の農地1筆、2, 819㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

659番は、帯織の農地4筆、2, 643㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

660番は、福島新田の農地1筆、2, 745㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

661番は、塚野目6丁目の農地1筆、198㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

662番は、東大崎1丁目の農地1筆、2, 033㎡を新規により5年間利用権設定

するものであります。

663番は、上保内の農地17筆、8,228.91㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

664番は、大島の農地3筆、2,042㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

665番は、中島の農地2筆、1万53㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

666番は、福島新田の農地4筆、2,950㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

667番は、福島新田の農地11筆、1万4,371㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

668番は、新堀ほかの農地7筆、2万732㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

669番は、棚鱗の農地4筆、3,260㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

670番は、曲谷の農地9筆、6,823㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

671番は、桑切の農地2筆、2,800㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

672番―1は、大平の農地2筆、5,995㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

673番―1は、大平の農地2筆、5,101㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

674番―1は、曲谷の農地2筆、3,348㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

675番は、東大崎ほかの農地16筆、1万5,176㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

676番は、西鱒田ほかの農地5筆、6,817㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

677番は、吉野屋の農地2筆、3,060㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

678番は、森町の農地7筆、9,014㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。

679番―1は、白山新田の農地1筆、2,839㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

680番―1は、白山新田の農地1筆、4,574㎡を新規により10年間利用権設

定するものであります。

次の681番から7ページの689番—1までの9件につきましては、再設定でありますので、説明を省かせていただきます。

690番は、帯織の農地3筆、299.62㎡を約1年間賃借権の移転をするものであります。

691番は、長嶺の農地2筆、4,602㎡を約1年間賃借権の移転をするものであります。

692番は、山王西の農地1筆、4,048㎡を1年間賃借権の移転をするものであります。

693番は、長嶺の農地1筆、2,990㎡を1年間賃借権の移転をするものであります。

694番は、大平の農地1筆、2,144㎡を2年間賃借権の移転をするものであります。

695番は、長嶺の農地5筆、3,006㎡を4年間賃借権の移転をするものであります。

696番は、高安寺の農地5筆、1万1,297㎡を4年間賃借権の移転をするものであります。

697番は、長嶺の農地2筆、1,478㎡を5年間賃借権の移転をするものであります。

698番は、広手ほかの農地10筆、1万9,458㎡を5年間賃借権の移転をするものであります。

699番は、山王西の農地1筆、2,000㎡を5年間賃借権の移転をするものであります。

700番は、栗林の農地1筆、954㎡を2年間使用貸借権を設定するものであります。

701番は、栗林の農地1筆、957㎡を2年間使用貸借権を設定するものであります。

702番は、西本成寺の農地1筆、871㎡を2年間使用貸借権を設定するものであります。

703番は、大沢の農地1筆、906㎡を2年間使用貸借権を設定するものであります。

704番は、笹岡の農地1筆、129㎡を2年間使用貸借権を設定するものであります。

10ページの672番—2から689番—2までの枝番がついております7件、2万5,718㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業で新規及び再設定により6年から10年間利用権設定するものであり、議案中の枝番1番と枝番2番は連動しております。

すので、そのようにごらんいただきたいと思います。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告を。

第1調査部会長は、西代理さんの隣に着席願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、3月23日午後3時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と大桃会長、西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後5時5分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定35件、再設定9件、利用権移転10件、所有権の移転6件、合計件数60件、面積にして25万3,899.53㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、16ページにありますように17件の申請で、合計9万8,060.87㎡となっております。

それでは、戻りまして12ページの102番から順にご説明申し上げます。

議案中の102番は、西大崎3丁目地内の農地7筆、1,114㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約45万円であります。

103番は、西潟地内の農地3筆、3,963㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約274万円であります。

104番は、新保ほか地内の農地26筆、4,737.39㎡を譲り受け人が相手の要望により売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約80万円であります。

105番は、福島新田地内の農地1筆、3,141㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり100万円であります。

106番は、福島新田地内の農地1筆、4,687㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり100万円であります。

107番は、新堀地内の農地1筆、244㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり50万円であります。

108番は、江口地内の農地2筆、6,102㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約59万円であります。

109番は、新屋地内の農地1筆、628㎡を譲り受け人が相手の要望により売買により取得するものであります。価格は、10a当たり40万円であります。

110番から113番は、議案記載の農地を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

114番は、前谷内ほかの農地56筆、2万9,251㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が10年間特定使用貸借権を設定するものであります。

115番は、帯織南地内の農地2筆、2,114㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が10年間使用貸借権を設定するものであります。

116番は、大沢地内の農地12筆、1万4,783㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が30年間使用貸借権を設定するものであります。

117番は、南中地内の農地17筆、1万3,085.48㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を設定するものであります。

118番は、上谷地地内の農地10筆、1万1,222㎡を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が20年間使用貸借権を設定するものであります。

以上17件が今月申請分であります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの8件、交換によるもの4件、特定使用貸借によるもの1件、使用貸借によるもの4件、合計件数17件、面積にして9万8,060.87㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりにより決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、17ページにありますように3件、791㎡であります。

議案中の24番は、鶴田3丁目地内の土地1筆、330㎡について売買により取得し、変更目的を住宅1棟建築敷地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万1,000円であります。場所につきましては、ヤマト運輸株式会社三条塚野目宅急便センター西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

25番は、三竹1丁目地内の農地2筆、132㎡について贈与により取得し、変更目的を住宅1棟建築及び駐車場2台分敷地に利用したいものです。場所につきましては、市営三竹改良住宅東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

26番は、上須頃地内の土地2筆、329㎡について売買により取得し、駐車場11台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万8,000円あります。場所につきましては、上須頃簡易郵便局南側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして3件、面積にして791㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といた

します。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、20ページにありますように8件の申請で、合計1万2,169㎡であります。

それでは、戻りまして18ページの90番から順にご説明いたします。

議案中の90番から92番は、先ほどの事業計画変更承認申請後の農地法第5条の許可申請でありますので、説明を省略させていただきます。

93番は、福島新田地内の農地2筆、675㎡を売買により倉庫1棟建築敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円であります。場所につきましては、JAにいがた南蒲いちい支店東側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

94番は、南中地内の農地4筆、9,942㎡を賃借権の設定により砂利採取地及び搬出入路として、平成24年5月1日から平成26年1月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、南中集落西側五十嵐川付近で、農用地区分は農用地に該当します。

95番は、興野2丁目地内の農地1筆、264㎡を使用賃借権の設定により住宅1棟建築敷地に利用したいものです。場所につきましては、JAにいがた南蒲本店駐車場の西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

96番は、石上3丁目地内の農地2筆、238㎡を売買により住宅1棟建築敷地及び駐車場2台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり4万円あります。場所につきましては、石上公民館東側150m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

97番は、東新保地内の農地1筆、259㎡を売買により住宅1棟建築及び駐車場2台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万9,000円あります。場所につきましては、五十嵐川左岸JR信越線鉄橋から150m南側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして8件、面積にして1万2,169㎡で、94番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の申請は、21ページに記載してありますように1件であります。

議案中の番号1番は、被相続人は平成23年5月25日死亡され、相続人3人で協議の結果、平成24年2月18日遺産分割協議が成立いたしました。農地の相続面積は、田畑合わせて1万7,230㎡中、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出されました農地は1万6,778㎡で、農地として適正に管理されております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第５号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして１件、１名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、すべて農地として適正管理されており、適格者証明願は適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第５号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第６号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第６号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の申請は、２２ページに記載してありますように１件であります。

議案中の事件番号平成２３年（ケ）第４２号、物件４、５は、競売となる土地は西本成寺の農地２筆、９７１㎡で、農振地域外の用途地域であります。また、物件１、２、３及び物件６と一体での競売であります。競売日は、平成２４年４月６日から平成２４年４月１３日、見積もり価格は２，０５５万円であります。競売参加願い出者は１名で、農業の方で、経営規模の拡大を図るため、願い出されるものであります。場所につきましては、通称市道西々線本成寺赤門入り口交差点から約１５０ｍ北側付近の農地であります。

なお、書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

第1調査部会長（28番安達英作委員）

議第6号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

29番（村山佐喜雄委員）

この競売適格者証明願いについてこの番号は物件4、5なのですがすけれども、下記物件と一体で競売ということは宅地なども含めて競売でしょうか。

事務局（竹石副参事兼農地係長）

この競売はちょっとわかりにくいのですがすけれども、物件1から6までありまして、証明はその中に含まれる農地で、一体で競売される事件でありますからそのようにあらわしております。

議長（大桃会長）

そのほかないですか。

ご発言がないようですので、議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

それでは、追加議案の日程についてお願いを申し上げ、お諮りをいたしたいと思えます。議第7号『農業委員会事務局職員の配置替えについて』の議事日程を追加したいと思ひましてお諮りをいたしますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議なしという発言がございますので、議第7号を追加として議案といたします。

それでは、議第7号になりますが、事務局職員全員の退室をお願いいたします。

（午後3時47分 事務局職員全員退室）

議長（大桃会長）

それでは、議第7号『農業委員会事務局職員の配置替えについて』、平成24年4月1日付の農業委員会事務局職員の配置替えについて、三条市長から下記のとおり協議がありましたので、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、その承認を求めます。

配置替により農業委員会事務局職員の職を解く者、事務局長、金子正敏、次長、石崎亮、副参事兼農地係長、竹石正弘。

配置替により農業委員会事務局職員として任用する者、事務局長、大坂純司、次長兼農地係長、渡辺博之、主任、堀江定昭。

以上で質疑に入ります。それでは、ご発言のある方、ご発言をお願いいたします。

それでは、ご発言がないようですので、議第7号につきましては、ただいま提案申し上げたとおりにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、ただいま皆様からご承認いただきました退職職員2名及び4月1日より当委員会事務局職員として異動及び任用されます4名をご紹介します。

（事務局 金子正敏・石崎 亮・竹石正弘、大坂純司・
渡辺博之・堀江定昭入室）

議長（大桃会長）

では、自己紹介。

（自己紹介）

議長（大桃会長）

ありがとうございます。では、ひとつよろしくどうぞお願いします。

（午後3時55分 事務局職員全員入室）

議長（大桃会長）

それでは、以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（大桃会長）

それでは、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（金子事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

来月は、第2調査部会が担当ということです。4月24日、厚生会館第2集会室において午後の3時、15時より開催予定でございます。その後懇親会を予定しておりますので、皆様のご出席をお願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は4月の27日金曜日午後3時から、任期最後の総会でもあり、全員のご参加をお願い申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時00分 閉会

会議の 末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 5 番）

議事録署名委員（3 1 番）